



木 城 町

農香だより



第39号
編集・発行
木城町農業委員会
TEL 32-4738



木城町農業委員会です。3年間よろしくお願ひします。

●●●● 主な内容 ●●●●

(ページ)

- 農業委員会の紹介 (ページ)
- 会長挨拶、事務局員紹介・・・P 2
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介・・・P 3～4
- 農業委員会からのお知らせ
- 農業委員会の業務、各委員担当地区について・・・P 5
- 家族経営協定、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動・・・P 6
- 地域計画の策定について・・・P 7
- 農業者年金について・・・P 8

農家・就農相談日		定例総会	
月日	時 間	月日	時 間
R5.12/20	10:00 ~ 12:00	R5.12/25	9:00 ~ 12:00 (予定)
R6. 1/22		R6. 1/29	
2/20		2/28	
3/21		3/28	

※場所は役場別館にて開催しています。

会長のあいさつ

木城町農業委員会

会長 久保 一美



今年 5 月より新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられ、発生前の元の生活に戻りつつあります。

私たち木城町農業委員会は今年 7 月 20 日に改選が行なわれ、農業委員 2 名（うち女性 1 名）、農地利用最適化推進委員 1 名

の新しい仲間を迎えて、3 年間の任期をスタートいたしました。また、農業委員会初総会の場において、私が会長職をお引き受けすることとなりました。皆様にご迷惑をお掛けしないよう、一生懸命努力させていただく所存です。

本町の農業に関する課題は山積していますが、農業委員・農地利用最適化推進委員、そして事務局の皆様とタッグを組み、木城町の農業の発展のため、また木城町の農地を守るため、日々努めさせていただきます。ご相談いただいた案件はスピード感を持って対応させていただきます。簡単ではありますが、会長の挨拶とさせていただきます。3 年間、よろしくお願ひします。



農業委員会事務局職員の紹介

藤井 学
黒木 和美
深水 万里

江藤 輝 幸
押川 道 彦

年度職員
計用職員
会任

★全国農業新聞のご案内★

全国農業新聞を購読しませんか？

農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織（全国農業新聞）が発行する週刊の農業総合専門紙です。毎週金曜日発行（月額 700 円・年間 8,400 円）となります。お問合せ、購読申し込みは、農業委員会へお気軽にどうぞ！

農業委員の紹介

令和5年7月20日からの新しい農業委員のご紹介です。
(委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までとなります。)

会長：久保 一美



農地のあっせん、遊休農地の解消に力を入れたいと思います。
お気軽にお声をかけてください。
よろしくお願いします。

副会長：後藤 ミホ



岩淵・比木担当の後藤です。今年、利用状況調査で一筆ずつ見て回りましたが、毎年きれいに菜園が手入れされていた小さな農地が荒れてしまっているのが何ヶ所もありました。遊休農地が増えつつあることを痛感しています。
14人の委員さんと事務局の方々と協力しながら、「農地の最適化」の為三年間務めさせていただきます。

農地部長：上川 安博



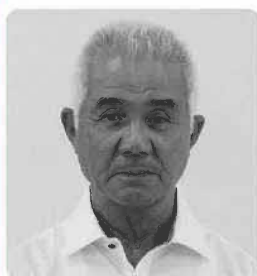
農業委員になって二期目になります。様々な問題が発生しておりますが、農地に対する相談等がございましたら遠慮なくご相談ください。
農家の皆様に信頼されるよう努力して参りたいと思っております。前任者同様よろしくお願いします。

農政部長：西 哲郎



農業委員も二期目になりました。木城町の農業の為に、一期目以上にお役に立てる様頑張って参りますので、よろしくお願い致します。

農地委員：曾我 広



農業を取り巻く環境も様変わりしてきました。今後、農業委員に求められる仕事が多くなる一方です。
その中で、遊休農地対策・農地利用集積・農地のあっせん・農地パトロール等、農地利用最適化推進委員さんと協力し合っ活動していきます。よろしくお願いします。

農地委員：黒木 清澄



今回、農業委員になりました黒木です。初めてなので分からない事が多いですが、木城町の農業の発展の為に微力ではありますが精一杯努力致します。
よろしくお願い致します。

農政委員：亀長 亜由美



この度、農業委員をさせて頂くことになりました。初めてのことで分からないことばかりですが、精一杯頑張りますのでよろしくお願いします。

7月19日付でご勇退された農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様です。これまで、本町の農業委員会業務にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

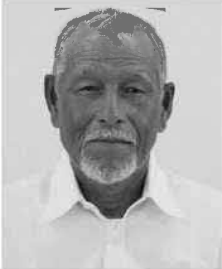
前役職名	氏名
農政部長	平野豊文様
農政委員	大山裕加様
農地利用最適化推進委員	藤井恒美様

農地利用最適化推進委員の紹介

(委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までとなります。)

椎木地区

吉岡 定男



農地利用最適化推進委員の吉岡です。担当地区は比木と岩瀬です。今後も農家の皆様の手助けになるよう努力したいと思います。

永友 秀仁



7月より農地利用最適化推進委員となりました。初めての事ですので分からない事ばかりですが、先輩委員さんに指導をいただきながら勉強し、農家の皆さんの希望に添えるように頑張らせていただきます。



國岡 伸二



木城町の農業、農地を守っていきける農地利用最適化推進委員として頑張っていきたいと思っています。

高城地区

久保田 博文



この度、三期目の農地利用最適化推進委員をさせて頂くことになりました久保田です。木城町の農業の発展のため、皆様の力となれるよう頑張りますのでよろしくお願い致します。

田村 和之



担当は高城・田神地区です。農地をパトロールしながら農地の状況を把握し、農家の皆様の相談・悩みに真摯に対応したいと思います。

川原地区

永友 文法



農地利用最適化推進委員になり4年目に入りました。今回は農政委員の亀長さんと2人1組で毎月の農地パトロールを行い、農家の皆様のお力になれますように頑張りますので、よろしくお願い致します。

石河内中之又地区

永友 正



二期目となりました、農地利用最適化推進委員の永友正です。農業は難しく、農地法も大変難しいですね。これからも身体に気を付けて頑張っていきたいと思っていますので、ヨロシクお願い致します。

農業委員会の業務について

農業委員会は、農地等の利用関係の調整をはじめ、農業全般にわたる問題を農業者の総意と自主的な努力によって総合的に解決していくことを目的とした、農業・農業者の利益を代表する機関です。主に以下の業務を担い、木城町の農業や農地を守る活動を行っています。農地に関する相談、お困りごとがありましたら、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会の主な業務

- ▶ 農地法に基づく農地売買
- ▶ 賃借の許認可
- ▶ 農地転用案件の意見送付
- ▶ 遊休農地の調査及び指導・担い手農家への農地集積・集約化の推進・農業者年金の加入促進



～農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区について～

○農地に関するご相談は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局（☎32-4738）へお尋ねください。

大字地区	班	担当者名	地区名 (小字)	前年筆数
				本年筆数
1 (椎木)	農業委員	曾我 広	田畑原・陣之内・小並原・佛山・牧之内・影平・下中原・新古場・上中原 桃木窪・野唐ノ鼻・似り出口・坪池・赤坂・狐久保・似り・下ノ谷・赤谷原	1,248
	推進委員	國岡 伸二	南中原・北中原・大戸亀・百合野・溜水	1,249
2 (椎木)	農業委員	後藤 ミホ	山宮・比木・忍原・大畑・古川・松原・亀ノ木・甲斐下・前田・火除牟田・岩穴口 揚牟田・唐土木・宮ノ牧・権現平・牛牟田・大谷・松ノ下・石田・唐木坪・中島	1,344
	推進委員	吉岡 定男	岩淵・百合名・江河口・荒瀬・池田下・池田北・池田・仁田畑・永田・局田 門口・天神面・柳丸・大多賀平・星出・萱窪	1,341
3 (椎木)	農業委員	上川 安博	舟橋・浦畑・新田・石原新田・出店・四日市・油田・立山・小河原・下鶴・重木 久保畑・八反畑・鍋田・月輪・寺山・薬師面・棕下・百田・藤堂田・上田・地頭用	1,287
	推進委員	永友 秀仁	一向瀬・鴨牟田・田畑・杉ノ本・竹下・先達屋敷・木ノ瀬川原・狐藪・向河原 中河原	1,285
4 (高城)	農業委員	久保 一美	藪村下・下鶴河原・前畑・下鶴・松本・山下・柳ノ本・河原田・藪・竹ノ本 乙王丸・横町・迫ノ内・東宮田・藪田・城下・洗ノ本・井手ノ内・東雲山	1,768
	推進委員	田村 和之	歩行坂下・宇津木ノ内・桑ノ本・田神・亀田・主ノ丸・古畑・寺尾・管谷・平原 上小坪・下小坪	1,770
5 (高城)	農業委員	黒木 清澄	永山谷・岩戸・諏訪野・永山・外堀・岩戸口・荒神松・鳥居久保・大原・西ヶ原 大萩原・堀ノ内・下萩原・駄留・赤城山・山塚・仁君谷・仁君谷前田・黒水川	1,770
	推進委員	久保田博文	岸立・高城・町・木寺	1,764
6 (川原)	農業委員	亀長亜由美	川間・鑑・平田・小平・櫛野・今別府・内屋舗・持見・廣谷 荒谷・丸塚・金瀬・柳水・後鹿倉・宮迫	653
	推進委員	永友 文法	白木八重・甲崎谷・管谷・上野田・本村・川原	650
7 (石河内・中之又)	農業委員	西 哲郎	上谷内・下谷内・柳谷・楠師・牧ノ原・浜口・野ノ崎・石河内・神ノ前 地藏ノ上・大原・尾崎・大久保・倉谷・糸山・萩ヶ八重・鶉懐・春山・中別府	712
	推進委員	永友 正	川口・鹿遊・長越・惣田・大平・城・芋ヶ八重・大戸 屋敷原・菟木・中野・板谷・塊所・弓木	700
				8,782
				8,759

☆さあはじめよう！ 家族経営協定

家族経営協定とは、家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、かけがえのない対等な仲間として、農林漁業の経営を“共同経営的に”営むためのものです。

令和5年7月に農業委員会久保会長の立会いの下、2家族が家族経営協定を締結しました。

締結ご家族

施設園芸 押川 逸夫さん
(ピーマン) 文 弘さん
亜矢子さん

施設園芸 永澤 秀夫さん
(いちご) 良 浩さん



農業委員・農地利用最適化推進委員の活動

○農業委員会定例総会

毎月月末に開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法、農地適正化あっせん事業などの議案について審議しています。



○農林業まつりでの地産地消PR活動

10月21日に開催された木城町農林業まつりにおいて、木城町産食材（お米・鶏肉）の抽選会を開催し、地産地消のPR活動を行いました。



○木城町の農業を考える懇談会

10月30日に「木城町の農業を考える懇談会」を開催しました。町内外から農業関係者37人が出席し、木城町の農業について意見交換が行なわれました。



このほかにも、ご相談や苦情等の対応、地域計画策定に伴うアンケート調査、農地利用状況調査、農地パトロール、農家・就農相談会開催、農業経営対策会議出席等の活動を行っています。

今後とも、農業委員活動にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年度から6年度にかけて、以下の地域で「地域計画」を策定することとなりました。

「地域計画」では、5年後、10年後の地域の農地を、だれがどうやって守っていくのか、農業に関係する幅広い関係者で話し合い、今後の農地利用の方針（目標地図）を作成していきます。

地域計画は、地域の皆さんの話し合いや意向に基づいて作成する必要があります。皆さんで地域農業の将来について考えていきましょう。

地域計画策定地域

令和5年度 牧之内、中原、百合野、岩瀬、比木、岩戸原、仁君谷

令和6年度 田畑、広谷中央、高城、田神、川原・櫛野、石河内

地域

計画策定スケジュール

※令和5年度実施時期

意向調査（アンケートの実施）

令和5年 9月～10月



計画素案・目標地図素案の作成

令和5年11月～令和6年1月頃



協議の場を設置し地域で話し合い

令和6年2月頃

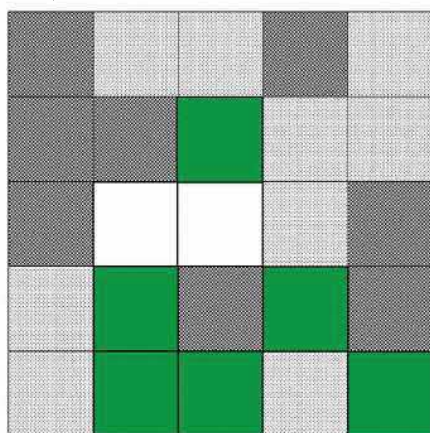


地域計画の策定と公告

令和6年3月頃

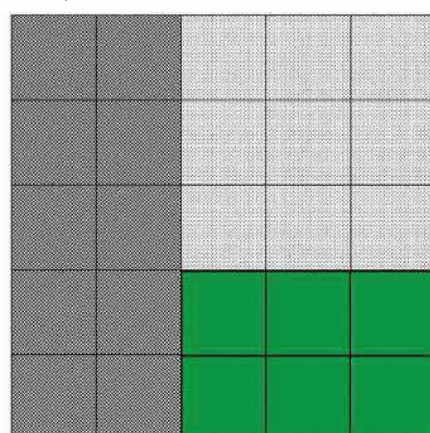
目標地図作成イメージ

現状地図



その地域の耕作状況を地図にして明確化します。

目標地図



点在した農地を集約し、効率的かつ省力的な営農ができるよう作成します。

下限面積要件が廃止されました

令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、農地法の一部が改正され、農地取得時における下限面積要件が廃止されました。

本要件廃止に伴い、30 a (3,000 m²) 以下の農地取得が可能となります。ただし、以下の要件は変わりませんので、農地を取得する場合はすべての要件を満たしている必要があります。

- ・農地のすべてを効率的に利用すること
- ・周辺の農地利用に支障がないこと
- ・必要な農作業に常時従事すること
- ・必ず農地として利用すること

ご不明な点につきましては、農業委員会にお問い合わせください。

令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されます

相続登記とは、土地（農地を含む）・建物などを相続した際に、不動産の名義を相続人に変更する手続きのことです。

現在、不動産の相続登記がなされておらず、相続人全体の共有となっている農地が多く発生しています。そのような農地を貸す場合、相続人（共有者）を特定し、過半の方の同意を得る必要がありますが、相続人（共有者）の探索等が支障となり、農地の集積・集約化を阻害する要因となるほか、管理がなされていない耕作放棄地が発生したり、獣の住みかとなるなど、周辺農地への悪影響も発生します。

令和6年4月1日以降は、相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記する必要があります。農地の適正管理のためにも、相続開始後速やかに相続登記していただきますようお願いいたします。

相続登記に関する手続きに関しては宮崎地方法務局高鍋出張所(0983-23-0352)にお問い合わせいただくか、司法書士などの専門家にご相談ください。

なお、農地相続した場合は、農業委員会での相続届出が必要となります。相続登記後速やかに農業委員会で届出を行ってください。

農業者年金で安心な老後を！

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

○加入できる人

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③60歳未満

○保険料 月額2万円～6万7千円

- ・保険料は自由に決められ、いつでも変更できます。
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

◎積立方式だから、自分が掛けた金額は年金として生涯もらえます。

◎認定農業者等で一定の条件を満たせば、保険料の国庫補助を受けられます。

お問い合わせ・申込先

木城町農業委員会 0983-32-4738

児湯農協木城支所 0983-32-2311